

## 宮代町農地改良等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県農地改良等の取扱いに関する要綱（平成24年農政第575-2号埼玉県農林部長通知。以下、「県要綱」という。）及び埼玉県農地調整関係事務処理要領（平成23年3月24日決裁。以下、「県事務処理要領」という。）に基づき、宮代町内において農地改良（土の搬入を伴うもので、田畑転換を含む。）及び農地改良を行うための搬入路（以下、「農地改良等」という。）を目的とした農地転用許可及び届出の取扱いに関する事務に関して必要な事項を定め、当該事務の円滑かつ適正な遂行を確保するとともに、無秩序な農地改良が行われることを防止し、もって農業経営基盤の改善及び生産性の向上を図ることを目的とする。

### (実施基準)

第2条 前条の規定により農地改良等の実施基準については、次に掲げるものとする。

- (1) 県要綱第4の1(5)における「農作物の生育に適した耕作土」には、コンクリート片や砂利等の異物、土壌を汚染するような化学物質は一切含まないこと。
  - (2) 県要綱第4の1(6)における農地改良等の仕上がり面の高さの基準については、隣接道路面とし、複数の隣接道路がある場合は、原則として最も低い隣接道路面を基準（以下、「基準道路」という。）とする。基準道路に高低差がある場合は基準道路の最も低い地点を基準点とする。
  - (3) 農地改良等を行う農地に隣接している道路がない場合、仕上がり高については、周辺農地等への被害等の状況を踏まえ、宮代町農業委員会（以下、「町農業委員会」という。）と調整するものとする。
  - (4) 前各号にかかわらず、農地改良等を行う農地に河川保全区域等が含まれる場合は、河川保全区域等に係る規制を遵守した上で、町農業委員会と調整し、仕上がり高を決めるものとする。
  - (5) 「届出事案に対する実施基準については、農地法第4条第2項又は第5条第2項に規定する許可基準のほか、県要綱第4の1(4)を除いた審査留意事項に留意するものとする。
- 2 農地改良等施工前に敷設してあった農業用水施設及び暗渠排水施設等については、原則としてその機能を存続させなければならない。ただし、当該農地改良申請地の受益者全員の同意が得られれば、この限りでない。
  - 3 農地法第4条第2項第3号の規定により、町内において農地改良等を施工している請負業者は、この施工期間と同時期又は一部の期間が重複できる農地改良工事の面積は20,000平方メートルまでとする。
  - 4 農地改良等の申請人である譲渡人が5人以上になる場合は1人以上、10人以上になる場合は2人以上、15人以上になる場合は3人以上を原則として譲渡人代表として定め、農地改良等の完了後（農地改良完了届が町農業委員会に提出され、完了の確認を受けた後）の施工上の諸問題については、譲渡人代表及び譲受人が中心となって解決に努めなければならない。
  - 5 農地改良等を行う場合は、町農業委員会及び関係機関と事前相談及び現地調査（以下、

「ヒアリング」という。)を申請受付前に実施するものとする。ただし、町農業委員会が必要ないと判断した場合は、この限りでない。

6 前項におけるヒアリングは、町農業委員会会長(以下、「会長」という。)、職務代理及び会長の指名する農業委員をもって実施する。

7 被害防除等については、次に掲げるものとする。

(1) 農地改良の施工に当たっては、粉塵、騒音、振動及び搬入車両による搬入土等の飛散等により、周辺住民並びに付近の農地、農作物及び水路等について被害を及ぼすことのないようにすること。

(2) 地域の良好な営農環境を保つため、隣接地及び農業委員会が特に指定した周辺農地については、必ず事前に土地権利者の同意を得なければならない。

8 交通安全対策については、次に掲げるものとする。

(1) 搬入土の搬入経路については、搬入指定路線図に示された路線から搬入すること。なお、指定路線から事業区域までの経路については、あらかじめ道路管理者と協議し、その指示に従うこと。

(2) 搬入路の全部又は一部が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等、必要な措置を講じること。

(3) 事業区域内において、危険を伴う場合は、その周囲に安全柵を設置すること。

(4) 搬入道路については、安全確保に心がけ、管理上適正な人員を配置すること。

9 作業時間については、次に掲げるものとする。

(1) 原則として、午前8時30分から午後5時までとすること。

(2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは、原則として作業を中止すること。

(3) 前2号の他に実施する場合は、事前に町農業委員会と協議するものとする。

(申請等)

第3条 農地改良等に必要な申請書類は、県要綱第4の2の規定による申請書類のほか、町長あてに農地改良に係る同意願(様式第1号)を2部提出し、同意を得るとともに、次に掲げる書類を町農業委員会に2部提出しなければならない。なお、県要綱第5の定める届出(以下「届出」という。)についても同様に取り扱うものとする。

(1) 隣地の同意書(様式第2号)

(2) 耕作者の同意書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町農業委員会が必要と判断した書類

2 前項の規定による申請又は届出(以下「申請等」という。)の受付の締め切りは、毎月10日(この日が休日、土曜日又は日曜日に当たる時は、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)とする。

3 第1項の規定による申請等を行うことができる者は、事業計画者(譲渡人)及び請負業者(譲受人)とする。

4 町農業委員会は、第1項の規定による届出を受けたときは、受理通知書(様式第4号)をもって届出の受理とする。

(届出の計画変更)

第4条 前条第4項の規定により受理通知書を受けた者で、当該届出の記載事項に変更が

生じたときは、速やかに計画変更届出書（様式第5号）を町農業委員会に提出しなければならない。

（工事の着工）

第5条 工事の着工は、届出の場合は、町農業委員会総会に報告をした後、許可申請の場合は許可後に着工するものとし、事業計画どおり適正に施工するものとする。

（工事の確認及び指導）

第6条 会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、必要に応じて町農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から完了に至る期間、工事の確認をさせ、その結果を町農業委員会に報告させるものとする。

2 農地改良等が申請等のおり施工されていない場合は、是正指導を行うものとする。なお、指導に従わない場合は、勧告をするとともに農地法（昭和27年法律第229号）違反として埼玉県に報告し、農地法第51条（違反転用に対する処分）に基づく措置の要請を行う。

（譲渡人及び譲受人の責任義務）

第7条 農地改良等の施工により、付近の農地、農作物、道水路その他について損害又は被害を与えた場合は、譲渡人及び譲受人は連帯して復旧及び補償の責を負う。

（標識の掲示）

第8条 譲受人は、工事施工期間中、農地転用許可標識（様式第6号）を搬入口に掲げなければならない。

（他の法令等の許認可）

第9条 第3条に定める届出に基づき農地改良等を実施する場合、他の法令等の許認可を要するものは、原則としてその許認可のすべてが得られた後に工事に着手するものとする。

（完了検査及び完了報告書）

第10条 農地改良等の許可を受けた者（譲受人及び譲渡人）は、県要綱第4の4（2）に定める完了報告書を町農業委員会に提出する前に、完了検査願（様式第7号）と工事写真（客土工事の状況及び完了後の状況が分かるもの）を町農業委員会に提出し、検査を受けなければならない。また、第3条第4項で定める受理通知書を受けた者についても同様に扱うものとする。

2 譲渡人及び譲受人は、前項の規定により町農業委員会の検査を受け、当該農地改良等が計画内容どおり施工されていると町農業委員会が判断したときは、県要綱第4の4（2）で定める完了報告書を町農業委員会に速やかに提出しなければならない。

（農地改良施工後の利用）

第11条 譲渡人は、農地改良等の申請等の時に提出した県要綱第4の2に規定された作付計画書に基づき、農地を適正に利用しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にされた申請又は届出であって、この告示の施行の際、処分又は受理通知がなされていないものに係る取扱いについては、なお、従前の例による。

## 農地改良に係る同意願

平成 年 月 日

住所  
土地所有者  
(譲渡人) 氏名 印

住所  
土地所有者  
(譲渡人) 氏名 印

住所  
請負業者  
(譲受人) 氏名 印

宮代町長 様

1. 農地改良しようとする土地の所在、地目、面積、利用状況については後記のとおり。

2. 工事期間

平成 年 月 日(許可日) ～ 平成 年 月 日

3. 改良計画の詳細

(1) 搬入先

(2) 土質

(3) 土量  $m^3$

(4) 盛土高 現地地面(耕作面)より cm

#### 4. 農地改良後の利用計画

上記のとおり農地の改良を行いたいので、土砂の搬入につき、町道及び水路の使用に同意願います。

#### 記

土地の所在	地番	地目	面積	備考

平成 年 月 日

上記の同意願いは別紙の条件を付けて同意する。

宮代町長

## 隣地同意書

1 農地改良等を行う土地

2 農地改良等を行う請負者（譲受人）

住所

氏名

印

3 農地改良等を行う土地所有者（譲渡人）

住所

氏名

印

4 同意する土地

隣接する土地について、別添の計画どおりで行うことに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

## 耕作者の同意

1 農地改良等を行う土地

2 農地改良等を行う請負者（譲受人）

住所

氏名

印

3 農地改良を行う土地所有者（譲渡人）

住所

氏名

印

4 同意する土地

隣接する土地について、別添の計画どおりで行うことに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印



# 受 理 通 知 書

宮農発第 号  
平成 年 月 日

申請者

（譲受人）住所

氏名 様

（譲渡人）住所

氏名 様

宮代町農業委員会 会長

平成 年 月 日付け第3条第1項の規定による農地法第5条の農地改良等の届出について、受理したことを通知します。

## 記

- 1 農地改良等施工場所 宮代町
- 2 農地改良等施工期間 着工日より1ヶ月間

## 計 画 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

宮代町農業委員会長 様

申請者

（譲受人）住所

氏名

印

（譲渡人）住所

氏名

印

平成 年 月 日付け宮農発第 号により受理通知を受けた農地改良等について、下記の理由により事業の変更をしたいので受理願います。

記

1 土地の表示

2 計画期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 変更理由

4 今後の具体的な工事の見通し

農地転用許可済標識		
許可年月日	平成 年 月 日 指令春農振 第 号	
	地番	
	面積	
申請者名		
転用目的		

埼玉県春日部農林振興センター・宮代町農業委員会

